

国立大学法人東京医科歯科大学役員会規則

（平成16年 4月 1日）
規則 第 1 号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 役員会は学長及び理事をもって組織する。

（審議事項）

第3条 役員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

（議長）

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する理事がその職務を代行する。

（開催）

第5条 役員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、臨時に役員会を開催することができる。

（議事）

第6条 役員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 役員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第7条 役員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 役員会の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月3日規則第63号）

この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。